

陸上自衛隊仕様書

件名	緊急展開型衛星通信システム映像配信システム用ネットワークの契約更新	仕様書番号	16
		作成年月日	平成31年1月18日
		作成部隊名	東部方面総監部防衛部

1 総則

1.1 適用範囲 本使用書は、既保有している緊急展開型衛星通信システム用ネットワーク回線を維持するため、携帯電話エリアでの使用を可能とする契約更新について規定する。

1.2 適用場所

a) 受信地点

- 1) 陸上自衛隊朝霞駐屯地
- 2) 陸上自衛隊練馬駐屯地
- 3) 陸上自衛隊相馬原駐屯地

b) 送信地点

モバイル回線エリア

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。

1.2.2 法令等 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

2. 更新事項

2.1 全般

東部方面隊が保有する緊急展開型衛星通信システムの回線を構築し、映像配信システム用ネットワークを提供するものとする。

2.2 運用（契約）期間

運用（契約）期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2.3 借上範囲

- a) 借上回線及び種類 借上回線は、イーサ回線及びモバイル回線とする。
- b) 本借上の構成 朝霞、練馬及び相馬原駐屯地の拠点からの映像用通信回線とする。
- c) 責任分界点 回線終端装置のLAN側インターフェースとする。
- d) 回線の提供 朝霞駐屯地に1Mbps、練馬駐屯地に2Mbps、相馬原駐屯地に2Mbpsそれぞれレシーバ（受信）イーサ回線及び移動カメラ7個端末にそれぞれトランシーバ（送信）モバイル回線を提供するものとする。

2.4 技術使用に関する要求

- a) 現在使用中の電話番号を同番号で継続利用可能であり、NTT東日本及び西日本が提供する加入者電話サービスと同等以上の品質を確保すること。
- b) 官側統合電話ネットワークへの相互接続が可能なこと。

2.5 現地確認 回線の提供に先立ち、必要に応じて該当拠点等において回線の構築のため現地確認を行うものとする。

2.6 保守

- a) 全般 障害等発生時においては、障害拠点、障害理由及び復旧に要する時間等を官側に報告するとともに、速やかに回復させるものとする。この際、必要により官側の指示・統制を受けるものとする。
- b) 故障対応体制 故障が発生した場合、速やかに復旧が図れること。

3. 検査に関する要求

- a) 監督官は第2項について監督を行うものとし、契約相手方はこれに協力しなければならない。
- b) 契約相手方は、作業を実施するに当たり監督官の指示に従うものとする。
- c) 損失試験を実施し、結果に異常のないことを確認する。

4. 秘密保全等

- 4.1 秘密保全 契約相手方は、本契約の履行に関して秘密保全に関する事項を取り扱う場合は、秘密保全に関する訓令等の規定に基づき、官側の指示に従うものとする。また、本回線の情報保全の徹底に努めるとともに、本契約の履行により直接又は間接的に知り得た内容に関して、防衛省の許可なく部外への利用又は公表等を行ってはならない。

- 4.2 立入禁止区域への立入 立入禁止区域へ立ち入る必要が生じた場合は、秘密保全に関する訓令等に基づき許可を受けなければならない。

5. その他

- 5.1 官側における支援 契約の相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、契約担当官を通じて、官側が認める範囲において、次に示す官側の無償支援を得ることができるものとする。

- a) 拠点などにおける搬入器材の保管
- b) 拠点などにおける電力、用水、スペース等の使用
- c) 拠点などにおける施設の利用
- d) 拠点などにおける構内回線の利用
- e) 試験計画に基づく機能確認に関する事前調整及び現地確認時の支援
- f) その他必要と認めた場合

- 5.2 その他必要な事項 この仕様書に履行する上で疑義のある場合は、官側と協議するものとする。